

別表 2 開示請求できる者（被開示者が死亡している場合）

開示請求できる者 ※ 1	開示請求書	請求者の確認 (運転免許書、健康保険証等)	同意書	請求者と被開示者の関係の証明※ 2
患者の配偶者	○	○	×	○ (戸籍謄本)
患者の配偶者に準ずる者	○	○	×	○ (内縁関係又は婚約者を証明するもの)
患者の配偶者の法定代理人	○	○	×	○ (法務局発行の登記事項証明書)
患者の子	○	○	×	○ (戸籍謄本)
患者の子に準ずる者	○	○	×	○ (戸籍謄本、世帯全員の住民票 及び扶養証明書)
患者の子の法定代理人	○	○	×	○ (法務局発行の登記事項証明書)
患者の父母	○	○	×	○ (戸籍謄本)
患者の父母に準ずる者	○	○	×	○ (戸籍謄本、世帯全員の住民票 及び扶養証明書)
患者の父母の法定代理人	○	○	×	○ (法務局発行の登記事項証明書)

※ 1 開示請求できる者は「診療情報の提供等に関する指針」（厚生労働省）の 9 遺族に対する診療情報の提供に定めるもの。

※ 2 開示請求をする者は、本人又は代理人等であることを証明するため必要な書類等を提出し、または提示すること。